ぎふ清流文化プラザ
県民ゆめ応援プロジェクト（公募）
募集要項

応 募 期 間　令和８年１１月１６日（月）から令和８年１２月１８日（金）まで

公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下「財団」という。）では、県内の文化芸術団体・アーティスト等からぎふ清流文化プラザ長良川ホールで“やってみたい・かなえたい”企画を公募し、財団との協働事業として公演化する“県民参加型モデル事業”を実施します。

本要項に基づき、下記のとおり企画提案を募集します。

１．事業目的

ぎふ清流文化プラザのコンセプト「ともに、つくる、つたえる、かなえる」をテーマに、長良川ホールを会場とした県民の文化芸術活動の活性化、発表の機会の創出、次世代の文化芸術の担い手育成を目的とします。

２．対象となる事業

（１）募集テーマ

長良川ホールでやってみたい、かなえたい企画

音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、大衆芸能などジャンルは問いません。

（２）実施期間

令和９年６月～令和１０年２月での実施公演

希望時期を考慮のうえ、開催日を決定します。

（３）会場

ぎふ清流文化プラザ　長良川ホール（岐阜市学園町３―４２）

（４）実施方式

本事業は、財団を主催者として実施します。採択された応募者又は応募団体（以下「応募者等」という。）は、財団と委託契約を締結し、財団と連携・協力して事業を実施するものとします。財団は、事業管理、会場・技術・広報・運営その他の制作支援を行い、応募者等は、企画立案・出演者の手配、公演当日までの制作及び運営等を主体的に担うものとします。

（５）公演の条件

次の全ての要件を満たすものとします。

・ぎふ清流文化プラザ長良川ホールを会場とする公演
・県内の団体や県民などが制作又は出演する舞台芸術公演
・企画提案者がプロデュースし、制作に関わる公演
・長良川ホールの客席数（約５００席）の７０％程度の集客が見込める公演
・有料公演

※本公演での入場料収入は財団に帰属するものとします。

【以下に該当する公演は対象外となります。】
・営利を主目的とする公演
・慈善事業等への寄付を目的とする公演
・宗教的又は政治的な宣伝意図を有する公演
・法令又は信義則・公序良俗に反する公演
・企業、職域団体等の団体内の活動である公演
・応募者等が企画・制作に関与せず、制作業務等全般を外部団体に委託する公演
・国及び地方公共団体、民間団体、当財団から助成金又は補助金を受ける公演

３．応募資格

次のいずれかの要件を満たすものとします。
・県内に主たる活動拠点を有する文化芸術団体又は県内在住・在勤・在学の個人
・県内で継続的に文化芸術活動を行う団体又は個人

【必須条件】
・過去１年以上の活動実績を有していること。
・応募者等及びその構成員が反社会的勢力に該当せず、かつ、関係を有しないこと。
・応募者又は応募団体の代表者は、財団の役員等に該当しないこと。
・国税及び地方税、社会保険料において滞納していないこと。
・公演の実施に際し、ぎふ清流文化プラザの利用規定・安全基準を遵守すること。
・財団と協力し、その指示に従い適切に事業運営を行えること。

４．財団の支援内容（委託費以外に財団が手配するもの）

（１）会場提供
・ぎふ清流文化プラザ長良川ホール及び楽屋、練習室の施設利用料及び付属設備利用料の免除
・長良川ホールにおける基本技術パッケージの提供
（付属設備の準備・設置、舞台・音響・照明技術スタッフ各１名）

（２）広報支援
・ぎふ清流文化プラザ催し物案内、公式HP、公式SNS（X、Instagram）への掲載
・地方広報誌等への掲載
・プレスリリース
・財団主催事業において、チラシの挟みこみや県内文化施設へのチラシ配布等
・ぎふ清流文化プラザサービスカウンター及び財団が手配するプレイガイドでのチケット販売サービス（販売手数料は財団が負担）

（３）制作・運営支援
・財団職員による公演にかかるアドバイスや広報物等の監修、当日までの運営・管理・業務進行補助

（４）その他
・出演者のイベント保険加入（保険料は財団が負担）
・著作権使用料（JASRAC等）の利用許諾申請（使用料は財団が負担）
・長良川ホール付属設備のコンサート用ピアノ使用の際の調律サービス（調律料は財団が負担）
・公演当日及び舞台仕込み、リハーサル等で前日に舞台準備が必要な場合の出演者及び舞台スタッフへの昼食（弁当）の支給等（財団が負担）

５．財団の費用負担（委託費）

公演の実施に係る以下の経費を、**上限金額３００万円（税別）**として財団が負担し、応募者等へ委託します。

【対象経費】

項　目　名	内　　訳
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、司会料等
音楽費	作詞料、作曲料、編曲料、楽器借上料、音楽制作料、楽譜料等
文芸費	演出料、脚本料、舞台監督料、振付料等
舞台制作費	大道具費、小道具費、音響・照明・美術費、技術スタッフ費、設営費、運搬費、衣裳費、鬘費、メイク費等
広報物制作費	チラシ、ポスター、リーフレット、チケット制作費、印刷費等
事業運営費	公演の実施に係る事務費、交通費、宿泊費等
その他	財団が認める経費

※対象経費は本公演の実施に直接必要な経費に限ります。
※委託金額は財団で精査し、応募者等と協議のうえ、決定します。
※財団負担の上限金額（３００万円・税別）を超える企画についても応募可能ですが、超過する経費については、応募者等において資金を確保していただく必要があります。

【以下に該当する経費は対象外です】
・応募者本人又は応募団体の構成員が出演する場合の出演料
・他会場での練習会場費及び稽古指導料
・団体の恒常的な運営に係る経費（備品及び楽器等の購入費用含む。）
・その他、本公演の実施と直接関係のない経費や事業の趣旨に照らし財団が不適当と認める経費

６．入場料収入の取扱い及び価格設定

（１）入場料収入の取扱
入場料収入は財団に帰属するものとします。

（２）料金価格の設定
応募者等からの希望価格を聞き取りのうえ、財団が定めます。

（３）物販等の収入
物販等の実施の可否と収入の取扱いは、施設の利用ルールに従い、財団と別途協議の上、決定します。

７．提出書類及び応募方法

（１）提出書類一覧
・応募様式
・公演実施に係る経費等確認書

・団体等概要書
・チェックリスト
・参考資料（過去公演のチラシ、パンフレット等）

（２）提出にあたっての留意事項

・提出する書類は、ぎふ清流文化プラザHP（https://seiryu-plaza.jp/）よりダウンロード又はぎふ清流文化プラザ１階にて入手してください。
・応募様式等一式は、Ａ４判片面印刷に統一して提出してください。
・提出する書類については、その記載内容について問合せをすることがありますので、必ず写しを取り保管してください。
・提出された書類は返却しません。

（３）応募方法

応募期限までに、以下のいずれかの方法で申し込んでください。

①郵送

〒５０２－０８４１　岐阜市学園町３―４２
（公財）岐阜県教育文化財団「県民ゆめ応援プロジェクト係」宛
※締切日（令和８年１２月１８日（金））消印有効

②メール

plaza-gifu@g-kyoubun.or.jp
「件名：県民ゆめ応援プロジェクト応募」
※本文に提出者名を必ずご記載ください。
※添付ファイルが10MBを超える場合は受け取りができませんので、ご注意ください。
※締切日（令和８年１２月１８日（金））２３：５９まで

③持参

（公財）岐阜県教育文化財団事務所　プラザ事業課（ぎふ清流文化プラザ１階）
※受付時間９：００～１７：００（平日・土日祝）
※締切日（令和８年１２月１８日（金））１７：００まで

８．応募に関する質問について

応募に関する質問については、公平性を確保するため、原則として以下の専用フォームにて受け付けます。電話及び窓口での個別の質問・相談には、原則として対応いたしませんので、あらかじめご了承ください。いただいた質問については、内容を整理した上で、必要に応じて回答をぎふ清流文化プラザHPに掲載し、応募を検討されているすべての応募者等に共有します。

【質問受付期間】１２月１日（火）１７：００まで
【専用フォーム】https://forms.gle/RLB85iHURKEa2tTZ6

９．スケジュール

・１１月１６日（月）　応募受付開始／質問受付開始
・１２月　１日（火）　質問受付終了
・１２月１８日（金）　応募締切　※当日消印有効
・１２月下旬～１月上旬　一次審査（書類審査）
・１月上旬　一次審査通知
・１月下旬　二次審査（プレゼン・ヒアリング）
・２月上旬　採択決定・通知

10. 審査方法

応募いただいた公演については、財団審査員による一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼン・ヒアリング）を経て、予算の範囲内で採択公演を決定（予定件数３件程度）します。審査は、以下の基準による総合評価で行います。

【審査のポイント】　（合計１１０点）

項目	審査基準	配点
企画性	応募動機や意図が明確で、公演の芸術性、独自性、地域性を満たしており、魅力ある公演であるか。	２０
実現性	企画力、実施・進捗管理ができる体制、予算、スケジュールの妥当性、集客目標の明確化が確保され、実現可能な公演であるか。	２０
公益性	県民参加・地域貢献・芸術団体の育成に繋がる公演であるか。	２０
発展性	当該活動の持続的発展（成果拡大）、他団体や他地域への波及が見込まれる公演であるか。	３０
財務健全性	収支計画の妥当性及び出演料・制作費等が適正であるか。	２０

11. 審査結果の通知

審査結果は、応募者等に書面により通知します。

※審査の内容及び結果に関する問い合わせはお受けできません。

12. 採択後の手続き

採択は、同一の応募者等につき１件とします。また、採択者は、財団と協議のうえ、委託契約書を締結し、公演準備を進めます。

13. 採択の取消

採択された公演が次のいずれかに該当する場合は、採択を取り消すことがあります。

・応募内容に虚偽の記載があると認められたとき
・応募にあたって不正な行為があると認められたとき
・応募者等の都合により公演が実施できなくなったとき

14. 採択後の留意事項

・チラシ、ポスター、プログラム等には、「令和９年度県民ゆめ応援プロジェクト採択事業」と明記してください。
・客席の一部を財団用に確保してください。
・公演の際は、記録及び広報の目的として、財団職員による写真又は映像の撮影を行います。
・公演の際は、財団が提供する来場者アンケートを実施してください。
・公演終了後、実施報告書（参加人数、実施風景、実施内容含む。）等を提出いただきます。提出書類の詳細は、採択後に説明します。

15. その他

本要項に定めのない事項は、財団が別に定めます。

【お問合せ】公益財団法人　岐阜県教育文化財団　プラザ事業課
〒502-0841 岐阜市学園町 3-42 ぎふ清流文化プラザ
TEL：058-233-8164　FAX：058 - 233-5811
MAIL：plaza-gifu@g-kyoubun.or.jp
受付時間：９：００～１７：００（土日祝除く）

【ぎふ清流文化プラザ　県民ゆめ応援プロジェクト（公募）の流れ】

